

◆裁判員制度

国は「弁護補助官」創設を



できないためであり、結果的に迅速な裁判が実現するとされる。しかし、裁判員、すなわち裁く側の都合で連日開廷が強行された場合、被告人の権利が守られるかどうか懸念される。

そもそも、これまで連日開廷ができなかったのは、弁護側が対応できなかったからだ。弁護士は、各地の裁判所の民事・刑事事件を同時並行で抱えているため、連日開廷の時間を確保することが困難だ。

検察は事前の周到な捜査活動によって証拠を固めてから裁判に臨むが、弁護側は検察側の証拠を精査した上で、初めて反証や防御の準備をしなければならず、連日開廷は負担が大きい。さらに検察は、警察を始め膨大な補助人員を持っており、必要

に応じて動かせるが、弁護人にはそうした補助者がいない。

そんな中で裁判員裁判が連日開廷されると、今まで以上に被告弁護側に過度な負担と困難が押しつけられる恐れがある。裁判員裁判には弁護人が不足していると言われるのは、実はこのような事情のためでもある。

そこで、この不都合を解決するための最低限度の補助的制度を提案したい。すなわち「弁護補助官」制度の創設である。

弁護補助官は、国が人件費を負担する国家公務員とし、日本弁護士連合会の指揮監督に服して職務を行うものとする。日弁連は各地の弁護士会を通じて、申請のあった裁判のために弁護補助官を派遣する。弁護補助官は弁護人の指揮下で職務を補助

する。公務員とするのは、適正な刑事裁判を実現するのは国の責務だからだ。

弁護補助官には、公私の団体などへの照会など、一定限度の調査権限が与えられるべきだ。もちろん、職務については守秘義務を負わせる。事件によっては特殊な知識も必要とされるので、科学警察にも対抗しうるような研究者・技術者の起用も考えられる。それをさらに発展させ、弁護側シンクタンクのようなものを設立できれば、分かりやすく、真実に沿った刑事裁判が実現する可能性も生まれる。

裁判員裁判の実施までに克服すべき課題は多いが、被告弁護側をバックアップする制度の確立も急務である。

投稿は、〒1104-8011 朝日新聞声・主張面「私の視点」かsiten@asahi.comへ。電子メディアにも収録します。

裁判員制度が来年5月に始まるのを前に連日のように報道が行われている。しかし、そのほとんどが裁く側に立った議論であることに危惧を抱いている。

刑事裁判の主役は、被告人や事件被害者などの当事者である。特に被告人については、正当な弁護を受ける権利などが、憲法で規定されている。これが裁判員裁判でも確実に保障されるのか、その検証が必要だ。

裁判員裁判のために新たに実施されようとしているのが、連日開廷だ。裁判員を長期間拘束